

守りたい、
暮らしたい、
あります。

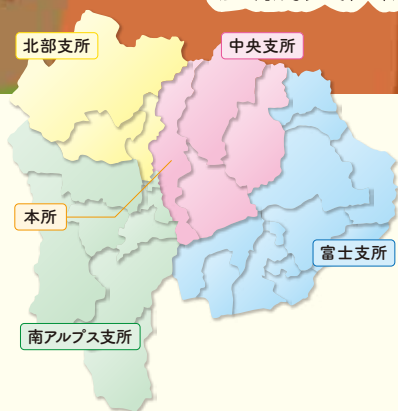
毎日の暮らしを守りたい。もしもに備え農機具共済。

農機具共済

のづきくん

●お問い合わせはお近くの **NOSAI** 事務所まで。

- **NOSAI 中央支所** ☎0553(22)5056 〒405-0005 山梨市小原東1333-1
- **NOSAI 南アルプス支所** ☎055(282)0443 〒400-0306 南アルプス市小笠原1339-1
- **NOSAI 北部支所** ☎0551(23)1111 〒407-0001 韮崎市藤井町駒井3206-1
- **NOSAI 富士支所** ☎0554(45)6611 〒402-0056 都留市つる5丁目2-21
- **NOSAI 本所** ☎055(228)4711 〒400-0034 甲府市宝1-21-20



加入できる農機具

田植機・耕うん機・トラクター・稲刈機・コンバイン・乾燥機・脱穀機・スピードプレイヤーなど個人所有や共同所有の農機具など。

加入できる共済金額

5万円～500万円

ワイドな補償です。

1. 災害共済金+臨時費用共済金

お受け取りになる額

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新品価格}}$$

$$\text{臨時費用共済金} = \text{共済金額} \times \text{損害割合} \times 10\%$$

- 臨時費用共済金は、事故等によって生じる運搬費など臨時の出費に対して支払われるものです。
- 損害額は農機具修理店の見積を審査して決めます。

2. 損害見舞金

災害共済金をお受け取りになった事故(作業中)が直接の原因で、加入者及び所有者(親族・使用人含む)が死亡したとき、後遺症を被ったとき、30日以上入院治療したとき、次の見舞金をお支払いします。

死亡・後遺症障害	1名ごとに共済金額の30% (50万円を限度とする)
30日以上入院	1名ごとに共済金額の5% (20万円を限度とする)

損害共済

「補償重視」の方へ

特徴 この共済は掛金が安く、補償重視の共済です。契約期間は一年間です。

損害共済掛金表

共済金額	1万円当たり	10万円	30万円	50万円	80万円	100万円
契約期間						
1年	45円	450円	1,350円	2,250円	3,600円	4,500円

更新共済

損害補償と買替資金づくりに

特徴 この共済は農機具を買替えるための資金造りと農機具の不慮の災害にそなえた二刀流です。共済責任期間は3年～7年。幸いにも不慮の災害がなく契約期間が満了したときは、契約金額を**満期共済金**としてお支払いします。

更新共済掛金表

共済金額		20万円	30万円	50万円	100万円
責任期間	満期共済金	20万円	30万円	50万円	100万円
3年	初年度	68,080	102,120	170,200	340,400
	2年目以降	66,880	100,320	167,200	334,400
5年	初年度	42,320	63,480	105,800	211,600
	2年目以降	40,320	60,480	100,800	201,600

共済金をお支払いする事故

火災



墜落・転覆



衝突・接触



破裂・爆発



盗難



落雷



獣害



自然災害



このようなとき共済金はお支払いできません。(抜粋)

また、過失、消耗度合により、免責することがあります。

農機具の耐用年数
一律7年

- 故意もしくは重大な過失または法令違反
- 農作業以外の使用目的による事故
- キャタピラー・ロータリーの刃・ベルト・タイヤ等の消耗部品に生じた損害
- 日常の管理を怠ったことによる損害
- 地震・噴火・津波による事故
- 共済目的の欠陥、摩滅、腐蝕、さび、その他自然消耗
- 故障(偶然な外来の事故に直接起因しないとき)
- 凍結により生じた損害
- 損害額が農機具の新品価格の5%以下、または1万円未満の損害

○万が一事故が発生した時には、すぐに最寄りのNOSAI支所へ被害申告をお願いします。